福　祉　環　境　委　員　会

令和５年６月27日（火）
10時00分～　時　　分
全　員　協　議　会　室

【委　員】小川委員長、村木副委員長、
村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員
【議　長・委員外議員】
【執行部】砂川副市長
〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長、河内地域福祉課長、椋木健康医療対策課長、
河上健康医療対策課地域医療担当課長、坂根保険年金課長、
松山子ども・子育て支援課長
〔市民生活部〕井上市民生活部長、鈴木総合窓口課長、市原税務課長
〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長
〔教育委員会〕山口学校教育課長
【事務局】久保田書記

議　題

1　陳情審査
⑴　陳情第83号　会員の希望と効率が一致するなら実行をという陳情について
⑵　陳情第95号　バラバラな行政執行を一考してという陳情について

2　議案第34号　浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

3　議案第37号　浜田市外来検査センター条例を廃止する条例について

4　執行部報告事項
⑴　電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について　【地域福祉課】
⑵　令和６年度国県重点要望事項について　【健康福祉部】
⑶　令和５年度浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について　【保険年金課】
⑷　令和５年度個人市民税の当初賦課の状況について　【税務課】
⑸　令和４年度市税収納率について　【税務課】
⑹　ポンプ設備の不具合に伴う配水系の変更について　【工務課】
⑺　浜田処理区下水道整備事業について　【下水道課】
⑻　浜田処理区下水道整備事業説明会の開催状況について　【下水道課】
⑼　その他
（配布物）
・浜田市人口状況（R5.2月末～R5.4月末現在）　【総合窓口課】

5　所管事務調査
⑴　障がい者の就労状況について　【地域福祉課】
⑵　地方税統一ＱＲコード導入見送りの経緯等について　【税務課】
⑶　水道の休止件数について　【水道管理課】

裏面あり

6　その他

7　ぎかいポストに寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）

8　地域井戸端会に寄せられた意見への対応協議について（委員間で協議）

9　行政視察について（委員間で協議）

10 【取組課題】就労支援を含めた障がい者支援について（委員間で協議）

11　常任委員会が所管する事項の見直しについて（委員間で協議）

陳情番号	83
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

２０２３年６月１日

浜田市日脚町[redacted]　森谷公昭[redacted]

会員の希望と効率が一致するなら実行をという陳情

シルバー会員と本部との連絡をラインでできる人はlineでやるようにすればどうかと
会員間で声が上がっている。
出来る人だけでもやれば、効率がはかどる。という声を聴く。
常に電話、紙ベース
会員も便利
勧めていただければ幸いです。

浜田市議会
受
5.6.1
付
102

陳情番号	95
付託先委員会	福祉環境委員会
審査結果	

浜田市議会議長笹田卓様

２０２３年６月１日

浜田市日脚町[redacted]　森谷公昭[redacted]

バラバラな行政執行を一考してという陳情

① 青サポ、②やまびこ、③放課後デイサービス
について、市民の理解や窓口が混乱している

市民にとっては我が子をサポートしているところが、市であろうが県であろうが
教育委員会であろうが地域福祉であるが同じ。
共同で協力し合うのも一つの方法だと思うが、少なくとも
もう少し内容がわかる説明をするよう検討してもらえないであろうか？

浜田市議会
受
5.6.1
付
102

令和５年６月浜田市議会定例会議

条例議案新旧対照表

（福祉環境委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

１　最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

２　新旧対照表の表記は、次のとおりです。

⑴　左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
⑵　改正のある条のみ表記
⑶　改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
⑷　変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条　市長は、○○○○○○○○、<u>●●●●</u>とする。 2　〔略〕	（見出し） 第●条　市長は、○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。 2　〔略〕

目　次

議案第34号　　浜田市印鑑条例及び浜田市手数料条例の一部を改正する条例について　…　1ページ

浜田市印鑑条例（平成17年浜田市条例第33号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（印鑑登録証明書の交付申請） 第11条　印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。 2　〔略〕 3　前2項の規定にかかわらず、**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた者は、当該個人番号カード**を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、**個人番号カードを利用することにより**自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。 **（印鑑登録証明の制限）** **第12条　市長は、前条の規定による申請（同条第3項の規定による申請を除く。）に際し、印鑑登録証を提示した者に対してのみ印鑑登録証明書を交付するものとする。**	（印鑑登録証明書の交付申請） 第11条　印鑑登録の証明を受けようとする者は、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。**ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けた登録者が、当該個人番号カードを提示して自ら申請する場合、印鑑登録証の添付を省略することができる。** 2　〔略〕 3　前2項の規定にかかわらず、**個人番号カードの交付を受けた登録者は、当該個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）**を利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録の証明を申請することができる。 〔削る〕 **第12条　削除**

浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）新旧対照表　　（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
附　則 1～3　〔略〕 （多機能端末機を利用して交付する証明書等の交付手数料に係る特例） 4　第2条第1号又は第69号の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、**個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用することにより**自動的に証明書等を交付するものをいう。）を利用して交付する証明書等に係る交付手数料は、当分の間、1通又は1件につき200円とする。	附　則 1～3　〔略〕 （多機能端末機を利用して交付する証明書等の交付手数料に係る特例） 4　第2条第1号又は第69号の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、＿＿＿＿＿＿自動的に証明書等を交付するものをいう。）を利用して交付する証明書等に係る交付手数料は、当分の間、1通又は1件につき200円とする。

令 和 5 年 6 月 27 日
福祉環境委員会資料
健康福祉部地域福祉課

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し1世帯あたり3万円を給付します。

○支給対象者

基準日（令和５年６月１日）において住民基本台帳に記載されている者で、次の１又は２に該当する世帯主

１　世帯全員の令和５年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

２　１以外の世帯で、予期せず令和５年１月以降に家計が急変し、１の世帯と同様の事情にあると認められる（家計急変）世帯

○制度概要

【支 給 額】　1世帯当たり3万円

・住民税均等割非課税世帯等　7,894世帯(推計)
・家計急変世帯　36世帯(推計)
【推計総支給額】　7,930世帯×3万円＝2億3,790万円

【支給方法】

1 住民税非課税世帯

① プッシュ式による給付のお知らせ送付
② プッシュ式による確認書送付

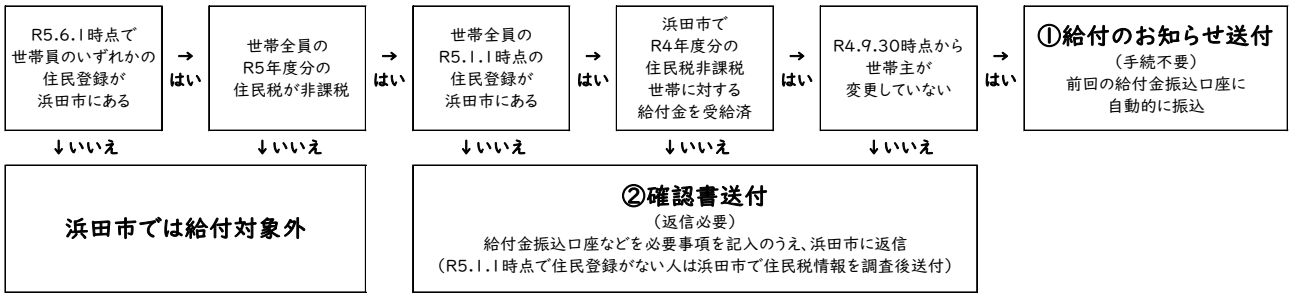

2 家計急変世帯（本人からの申請書提出）

① 対象者は市に対し、申請書を令和5年10月31日までに提出
② 市は申請者が支給要件に該当するかを審査の上、速やかに給付金を支給

今後のスケジュール(案)

令和５年 ６月下旬	対象者リスト作成、管理システム構築、広報開始
〃 ７月上旬	給付のお知らせ及び確認書の送付・家計急変世帯の申請受付開始
７月下旬	給付金振込開始、以後随時振込
令和５年 10 月 31 日	確認書及び申請書返送期限

令和５年６月２７日
福祉環境委員会資料
市　長　公　室

令和6年度国県重点要望事項
総括表（県知事要望分）

部	No.	要望項目
総務部	1	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について
	2	浜田港の利活用促進の一環として、浜田海上保安部の機能強化について【新規】
	3	米軍機による低空飛行訓練の中止について
健康福祉部	4	医師・看護師等医療従事者確保対策について
産業経済部 都市建設部	5	重要港湾浜田港について
都市建設部	6	高規格道路の整備促進について
	7	矢原川ダムの事業推進について
教育部	8	学校ICT機器更新等に係る財政支援について
合　計		県知事要望 8件

総括表（部長以下要望分）

部	No.	要 望 項 目	備考 （知事要望の有無）
総務部	9	浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について	○
	10	浜田港の利活用促進の一環として、浜田海上保安部の機能強化について【新規】	○
	11	米軍機による低空飛行訓練の中止について	○
地域政策部	12	地域公共交通の確保に対する支援について	
健康福祉部	13	医師・看護師等医療従事者確保対策について	○
都市建設部 ※一部産業経済部	14	重要港湾浜田港について	○
		(1) 岸壁整備等港湾機能の強化について	○
		(2) 荷役業務の安全確保について	○
		(3) 貿易振興に対する支援について	○
		①浜田港国際定期コンテナ航路の維持について	○
		②浜田港振興会の運営支援について	
		③大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について	
		(4) 浜田港の曳船（タグボート）の確保について	
		(5) 浜田港港湾施設の使用料減免の拡充と継続について	
都市建設部	15	高規格道路の整備促進について	○
	16	矢原川ダムの事業推進について	○
	17	周布川の防災対策について	
		(1) 周布川の堤防嵩上げについて	
	18	本庁・支所間を20分で連絡する道路整備について	
		(1) 主要地方道弥栄旭インター線（小坂Ⅲ工区）	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	
		①弥栄旭インター線（小坂Ⅱ工区）	
		(2) 林道	
		①林道金城弥栄線	
	19	まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について	
		(1) 主要地方道浜田八重可部線の改良について	
		(2) 主要地方道田所国府線の改良について	
		①本郷工区（浜田作木線交差点～木田境）	
		②戸川工区（新戸川橋～栃谷橋）	
		(3) 主要地方道浜田美都線の改良について	
		【継続事業分】	
		(1) 主要地方道	
		①主要地方道田所国府線　入野工区、上府工区	
		②主要地方道浜田八重可部線　後野工区、今市2工区、都川2工区、今福工区	
		③主要地方道浜田美都線　木都賀工区	
		④主要地方道桜江金城線　迫原C工区	
		⑤主要地方道三隅美都線　河内工区	

部	No.	要 望 項 目	備考 （知事要望の有無）
都市建設部	20	地域を支える道路網の整備について	
		(1) 一般国道186号（上来原～波佐地内）の路肩拡幅整備について	
		(2) 一般県道今福芸北線（久佐～小国）の改良について	
		(3) 一般県道一の瀬折居線（周布地～櫟田原）の改良について	
		(4) 一般県道浜田商港線（起点側～青川バス停）の交差点改良について	
		【継続事業分】	
		(1) 一般国道186号	
		①小国1工区（新笹ケ峠トンネル）	
		②小国2工区（新犬戻りトンネル）	
		③上来原工区（歩道整備）	
		④長田2工区（雪寒対策）	
		(2) 県営農道整備事業（農村地域防災減災事業）	
		①新開佐野地区（緊急避難路整備）	
		②横山地区（緊急避難路整備）	
		(3) 一般県道等	
		①一般県道黒沢安城浜田線　長見工区	
		②一般県道三隅井野長浜線　通学路危険区域（牛谷地区～旧美川幼稚園付近）、三隅工区、井野工区	
		③一般県道美川周布線 穂出工区	
		④一般県道波佐芸北線　波佐工区	
		⑤一般県道益田種三隅線　西河内工区	
		⑥一般県道一の瀬折居線　室谷工区	
	21	安全で安心して暮らせる県土を創る治水対策の推進について	
		【継続事業分】	
		(1) 周布川	
		①河口周辺	
		②その他	
		(2) 下府川	
		(3) 唐鐘川	
		(4) 久代川	
		(5) 三隅川	
		(6) 小国川	
		県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について	
		(1) 外ノ浦谷川砂防事業	
		(2) 黒川町の急傾斜地崩壊対策について【新規】	
		【継続事業分】	
		(1) 急傾斜地崩壊対策事業について	
		①港町A地区	
		②高佐町A地区	

部	No.	要 望 項 目	備考 （知事要望の有無）
都市建設部	22	(2) 砂防事業について	
		①漬谷川	
		②本郷川	
		③治和川	
		④西旗竿谷川	
		⑤仲屋川（柳C）	
		⑥岡見団地A川	
		(3) 地すべり対策事業について	
		①高野地区地すべり対策事業	
		②浜田第四期地区地すべり対策事業	
	23	海岸保全事業の促進について	
		【継続事業分】	
		三隅港海岸（湊浦地区）	
教育部	24	学校ICT機器更新等に係る財政支援について	○
合 計		部長以下要望16件（知事要望8件を含む）	

令和５年６月27日 福祉環境委員会資料 市　長　公　室

令和６年度国県重点要望事項

1　浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

浜田港につきましては、国指定の重要港湾として整備され、官民一体となって利用促進に取り組んでいるところです。

日頃の海上自衛隊艦艇の公開や災害時における隊員の迅速かつ献身的な救助活動により、自衛隊に対する信頼感は高まってきており、海上自衛隊艦艇の浜田港寄港は、市民にとって大きな安心につながるものと思っております。また、地元経済にとりましても、海上自衛隊艦艇の物資の補給など、非常に大きな効果があるものと考えております。

つきましては、海上自衛隊艦艇の物資補給基地の誘致に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いします。

2　浜田港の利活用促進の一環として、浜田海上保安部の機能強化について【新規】

【要望先：防災部】

島根県におかれましては、重要港湾浜田港の整備に取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。浜田市としましても、官民一体となって利活用促進に取り組んでいるところです。

浜田港には、現在、海上保安庁の浜田海上保安部が設置され、1,000t 型巡視船などが配備されております。

海上保安庁におきましては、海上保安体制の強化を掲げておられ、今後、日本海側の海上監視体制の強化にも取り組まれる予定であります。

つきましては、浜田港の更なる利活用促進のため、是非とも、巡視船等の増強など、浜田海上保安部の機能強化に向けてご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いします。

3　米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

知事におかれましては、米軍機の低空飛行訓練による騒音問題につきまして、米軍機騒音等対策協議会とともに外務省、防衛省に要望活動を行っていただき、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、米軍機の低空飛行訓練による住民への耐え難い騒音被害は引き続き発生しており、事故への不安に悩まされるなど、日常生活に様々な悪影響を与え続けています。この現状に鑑み、低空飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更なる強力な対応をしてもらうよう、国への働きかけをお願いします。

また、騒音被害が解消されるまでの間、国が責任を持って騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するための措置をとることについても、引き続き働きかけをお願いします。

4　医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

医師をはじめとする医療従事者につきまして、奨学金制度や島根大学との連携、しまね地域医療支援センターのキャリア支援など、様々な取組を行っていただいており、深く感謝を申し上げます。

浜田圏域の医師の充足率においても、令和３年度の 84%から令和４年度には 83.8%へと維持をしております。

しかしながら、当市では、依然として中核病院における診療科の偏在が顕著であり、常勤医のいない診療科もあり、住民の不安は払拭されておりません。加えて、地域の医療を支える開業医の高齢化も進み、身近な医療機関の減少が危惧されております。

浜田医療センター附属看護学校については、国立病院機構本部の意向により運営の見直しが検討されており、当市としては、看護学校に通う学生に対する奨学金制度の創設や附属看護学校存続のための支援を行い、学生の確保に努めているところであります。

地域の特性を踏まえた医師確保計画が着実に実行されることをお願いするとともに、医療従事者の確保や診療科の偏在の解消につきまして、引き続きご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

5　重要港湾浜田港について

【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いします。

（1）岸壁整備等港湾機能の強化について

浜田港の岸壁は、近年の急速なコンテナ船の大型化に対応できていない状況となっており、コンテナ船社からは1,000TEU積みコンテナ船の寄港を可能とする施設整備が求められています。

つきましては、船舶大型化に対応するため、できるだけ早期に岸壁整備等港湾機能の強化を促進していただきますようお願いします。

（2）荷役業務の安全確保について

新北防波堤の整備促進について、引き続きのご支援をお願いします。

（3）貿易振興に対する支援について　　【要望先：商工労働部】

浜田港は島根県内唯一の国際貿易港であり、平成13年3月に国際定期コンテナ航路が開設されたことにより、石見地域、島根県の経済活性化に大きく貢献しているものと認識しております。しかしながら、令和3年度からは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、定期コンテナ船の運航不順、運賃高騰が続き、コンテナ貨物量が2年連続で減少となりました。

今後、運航正常化に向かう中、浜田港国際定期コンテナ航路の信頼回復と取扱貨物の確保に向けた取組を進めることが急務になっており、地域経済を支える物流拠点として、更なるご支援をよろしくお願いします。

6　高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、浜田自動車道の4車線化および三隅益田道路の事業推進に多大なるご支援をいただき感謝申し上げます。

（1）浜田自動車道4車線化の事業推進について

令和4年度から事業化となった浜田自動車道(大朝IC～旭IC間)の一部区間につきまして、事業推進に格別のご高配をお願いします。

また、優先整備区間に選定されている他区間につきましても、円滑な移動や大雪時の確実な通行を確保するため、早期事業採択に向けて引き続きご支援いただきますようお願いします。

（2）三隅益田道路の事業推進について

三隅益田道路につきまして、浜田益田間の移動時間短縮と物流の効率化を実現するため、事業推進に格別のご高配をお願いします。

7　矢原川ダムの事業推進について

【要望先：土木部】

矢原川ダム事業につきましては、用地交渉が鋭意進められ、令和 3 年度から付替え道路の整備工事が進められていることに感謝申し上げます。引き続き、事業の推進に格別のご高配をお願いします。

8　学校 ICT 機器更新等に係る財政支援について

【要望先：教育庁】

文部科学省が示す「GIGA スクール構想」の推進に伴い整備した端末やネットワーク環境について、今後に控えた更新に係る費用の財源確保に苦慮しております。

つきましては、整備した環境を維持し児童生徒の学びが確保できるよう、更新等に対する財政支援について、国への働きかけのご支援を賜りますよう格別のご高配をお願いいたします。

《以上県知事要望分》

《ここから部長以下要望分》

9　浜田港への海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致に向けた支援について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

10　浜田港の利活用促進の一環として、浜田海上保安部の機能強化について【新規】

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

11　米軍機による低空飛行訓練の中止について

【要望先：防災部】

※知事要望に同じ

12　地域公共交通の確保に対する支援について

【要望先：地域振興部】

浜田市においては、一般旅客運送事業者による乗合運行や市町村による有償運送、予約型乗合タクシーの運行を行っており、その経費については、「島根県生活交通確保対策交付金」を交付していただき、交通手段の確保に努めています。

中山間地域において、持続可能な公共交通体系を維持するためには、ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーは、高齢者や障がい者などの重要な移動手段として、年々需要が高まっており、当市においても、タクシー利用に関する支援事業を実施するとともに、引き続き事業検討を行っております。

生活交通の利用者が減少していく中で、行政と沿線住民、事業者が一体となって地域住民の日常生活に必要な生活交通を確保するため、市町村が取り組むタクシー利用に関する支援策の着実な実行のために、交付対象要件の弾力的な運用及び交付金予算総額の拡充をお願いいたします。

13　医師・看護師等医療従事者確保対策について

【要望先：健康福祉部】

※知事要望に同じ

14　重要港湾浜田港について

【要望先：土木部（一部商工労働部）】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っております。更なる物流機能の向上に格別のご高配をお願いします。

（1）岸壁整備等港湾機能の強化について

※知事要望に同じ

（2）荷役業務の安全確保について

※知事要望に同じ

（3）貿易振興に対する支援について　【要望先：商工労働部】

島根県内唯一の国際貿易港である浜田港の利用促進のため、次の点につきまして、ご支援賜りますよう格別のご高配をお願いします。

①　浜田港国際定期コンテナ航路の維持について

浜田港は島根県内唯一の国際貿易港であり、平成 13 年 3 月に国際定期コンテナ航路が開設されたことにより、石見地域、島根県の経済活性化に大きく貢献しているものと認識しております。更に、働き方改革による 2024 年問題とモーダルシフト、カーボンニュ

ートラルの実現など多くの課題が山積する中、浜田港は物流問題解決に向け重要な役割を果たすものと期待しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、定期コンテナ船の運航不順、運賃高騰が続き、令和３年度からはコンテナ貨物量が２年連続で減少となりました。

今後、運航正常化に向かう中、浜田港国際定期コンテナ航路の信頼回復と取扱貨物の確保に向けた取組を進めることが急務になっており、地域経済を支える物流拠点として、更なるご支援をよろしくお願いします。

② 浜田港振興会の運営支援について

事業者のニーズを踏まえた集荷対策には、効果的なポートセールス体制の整備を行い、航路の維持及び安定運航を確保することが必要です。また、浜田港港湾計画の実現には、取扱貨物量の増加に向けた取組が不可欠であり、その中心となる浜田港振興会の活動は重要性を増しています。

さらに、コロナ禍により途絶えてしまったクルーズ客船について、寄港再開に向けた誘致活動に、石見圏域の関係者と一緒になって、重点的に取り組む必要があります。

つきましては、浜田港振興会の役割にご理解をいただき、引き続き運営に対する人的・財政的ご支援をお願いします。

③ 大型基幹貨物を取り扱う企業の誘致の推進について

平成 29 年に改訂された浜田港港湾計画では、長浜地区、福井地区の新規岸壁の造成等が示されています。この計画の実現により、大型船の入港が可能となり、国際定期コンテナ航路の週複便化など荷主に対する利便性を向上するため、より多くの貨物の取扱いが必要となります。

つきましては、県西部地域において、大型基幹貨物（ベースカーゴ）を取り扱っていただける企業の誘致を推進していただきますようお願いします。

（4）浜田港の曳船（タグボート）の確保について

近年、船舶の大型化が進み、大型貨物船やクルーズ船が接岸する際、基本的に 2 隻の曳船を必要としますが、現在の浜田港は 1 隻のみのため、三隅港を中心に応援を要請し対応されているところです。

昨年の中国電力株式会社三隅火力発電所 2 号機の稼働に伴い、入出港する石炭船が倍増する中、今まで以上に他港からの応援の要請が求められており、引き続き、曳船の確保について実情に応じた支援をお願いいたします。

（5）浜田港港湾施設の使用料減免の拡充と継続について

浜田港の港湾施設使用料は、利用促進のため各種減免措置を講じていただいておりますが、原木等の国内移出入貨物については従来どおりの使用料であり、県外他港と比較し高い状況です。輸出入と同様に国内移出入貨物の使用料についても減免をご検討いただきますようお願いいたします。

また、昨年は浜田港福井第 2 上屋が完成し、令和 6 年度まで減免を行うことを決定していただき感謝申し上げます。今後、更新整備されますリーチスタッカーについても減免のご検討をいただきますようお願いいたします。

県外他港との競争力を高め、取扱貨物量の増加と港の利用促進を図るため、更なるご配慮を賜りますようお願いします。

15　高規格道路の整備促進について

【要望先：土木部】

※知事要望に同じ

16　矢原川ダムの事業推進について

【要望先：土木部】

※知事要望に同じ

17　周布川の防災対策について

【要望先：土木部】

昨年は、周布川の避難基準の設定水位の見直しにご支援いただき、感謝申し上げます。

水害から住民の生命財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、ハード整備とソフト対策の両面から総合的な治水対策を進めることが重要です。

周布川流域では、近年、氾濫危険水位を超過する事態が頻発していることから、流域住民の安全・安心のための治水対策の推進に格別のご高配をお願いします。

（1）周布川の堤防嵩上げについて【浜田】

周布川においては、一部で堤防の低い箇所が存在しており、近隣の住民からは不安の声が上がっています。沿川住民の不安を解消するため、堤防が低い箇所における部分的な嵩上げ等の対策を検討していただきますようお願いします。

18　本庁・支所間を 20 分で連絡する道路整備について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、国道、主要地方道及び一般県道等の幹線道路整備を継続的に実施していただき厚くお礼を申し上げます。

地域間交流の活性化を図るため、次の区間の整備について、格別のご高配をお願いします。

（1）主要地方道弥栄旭インター線（小坂Ⅲ工区）【弥栄】

高内～弥栄大橋間について、トンネルによる計画策定をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

（1）主要地方道

①弥栄旭インター線（小坂Ⅱ工区）【金城・弥栄】

（2）林道

①林道金城弥栄線【金城・弥栄】

19　まちづくりを支援する県道の幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の整備について

【要望先：土木部】

幹線道路は、市民生活や経済活動を営む上で重要な役割を担う道路です。農林道と連結した幹線道路ネットワークの早期完成と生活関連道路の効率的な整備について、格別のご高配をお願いします。

（1）主要地方道浜田八重可部線の改良について【旭】

岩畳工区の完了に伴い、赤谷工区（畑喰谷工区から改良済区間まで約 1 ㎞）の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

（2）主要地方道田所国府線の改良について

次の区間の改良整備について、事業化の検討をお願いします。

①本郷工区（浜田作木線交差点～木田境）【旭】

②戸川工区（新戸川橋～栃谷橋）【旭】

（3）主要地方道浜田美都線の改良について【弥栄】

木都賀地内から市境までの改良整備について、格別のご高配をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

（1）主要地方道

①主要地方道田所国府線

・入野工区【金城】

・上府工区（吉原橋付近～府城センター付近）【浜田】

②主要地方道浜田八重可部線
・後野工区（佐野～国道 186 号）【浜田】
・今市 2 工区（丸原地区～今市地区）【旭】
・都川 2 工区【旭】
・今福工区（久佐川橋付近）【金城】
③主要地方道浜田美都線　木都賀工区【弥栄】
④主要地方道桜江金城線　追原 C 工区【金城】
⑤主要地方道三隅美都線　河内工区【三隅】

20　地域を支える道路網の整備について

【要望先：土木部】

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた道路網整備について、格別のご高配をお願いします。

（1）一般国道 186 号（上来原～波佐地内）の路肩拡幅整備について【金城】

当区間は路肩幅員が狭いため、降雪時に大型車両同士の離合に注意を要する場面が多く発生します。また、道路側溝が路面よりも低い位置にあるため、車両の脱輪や路外逸脱の危険性が高い箇所でもあります。安全通行のための改善策として、現在施行中の上来原工区に引き続き、広島方面にむけ市道取付までの約 350mにつきまして、歩道を整備していただきますようお願いします。

（2）一般県道今福芸北線（久佐～小国）の改良について【金城】

本路線は小国地区の生活道路であり、今福地区と小国地区を結ぶ幹線道路です。幅員狭小区間と落石危険箇所が多く通行に支障があるため、局部改良も踏まえた対応について検討をお願いします。

（3）一般県道一の瀬折居線（周布地～櫟田原）の改良について【三隅】

当区間は、狭小で交通難所となっているため、この区間のトンネルによる整備について検討をお願いします。

（4）一般県道浜田商港線（起点側～青川バス停）の交差点改良について【浜田】

本路線の起点側交差点部分（国道 9 号合流部）は、それまでの 2 車線から 1 車線へ幅員が狭くなっているため、車両の離合が困難な状況となっています。特に大型車が通行する際は、対向車が交差点に進入できず、交通の流れが阻害される場面が多発しています。つきましては、交差点の改良に向けた検討をお願いします。

【継続事業分】

次の区間について事業の促進をお願いします。

(1) 一般国道 186 号
①小国 1 工区（新笹ケ峠トンネル）【金城】
②小国 2 工区（新犬戻りトンネル）【金城】
③上来原工区（歩道整備）【金城】
④長田 2 工区（雪寒対策）【金城】
(2) 県営農道整備事業（農村地域防災減災事業）
①新開佐野地区（緊急避難路整備）【浜田・金城】
②横山地区（緊急避難路整備）【浜田】
(3) 一般県道等
①一般県道黒沢安城浜田線　長見工区（名古田橋～新福永橋）【浜田】
②一般県道三隅井野長浜線
・通学路危険区域（牛谷地区～旧美川幼稚園付近）【浜田】
当区間については、美川小学校に通学する児童の安全を確保するため、通学路安全対策として緊急対応整備を検討していただきますようお願いします。
・三隅工区（三隅美都線～三隅神社～浄蓮寺峠）【三隅】

・井野工区（下今明～小原）【三隅】
③一般県道美川周布線 穂出工区【浜田】
④一般県道波佐芸北線　波佐工区【金城】
⑤一般県道益田種三隅線　西河内工区【三隅】
⑥一般県道一の瀬折居線　室谷工区【三隅】

21　安全で安心して暮らせる県土を創る治水対策の推進について

【要望先：土木部】

【継続事業分】

河口堆積土砂等の浚渫について適時適切な実施をお願いします。

(1) 周布川【浜田】

①河口周辺

冬場の波浪による、導流堤から右岸側への堆砂を原因として、係留施設への出入りの障害や水位上昇に伴う小河川の氾濫が発生するため、定期的な浚渫による河口閉塞の解消をお願いします。

②その他

近年、氾濫危険水位を超過することが頻発しています。地域住民の安全・安心の確保のため、引き続き河川内の樹木伐採や河道掘削を進めていただくようお願いします。

(2) 下府川【浜田】

掘込河道で計画された下府川下流部は、海浜部からの流砂により河口埋塞の恐れがあります。定期的な浚渫をお願いします。

(3) 唐鐘川【浜田】

波浪により河口が閉塞し流水停滞が多発するため、定期的な浚渫をお願いします。

(4) 久代川【浜田】

久代川の河口法線（海浜部）は大きく東側へ蛇行している上に、流砂による埋塞のため、豪雨時には排水不良による床下浸水が発生しています。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

(5) 三隅川【三隅】

三隅川河口部は、波浪による海浜部からの流砂により河口閉塞の恐れがあります。定期的な浚渫による河積断面の確保をお願いします。

(6) 小国川【金城】

令和 5 年度から谷口橋の架け替えにかかる詳細設計に着手しており、架け替えにあわせて小国川の護岸を嵩上げする必要があります。既設護岸は石積の箇所もあり、架け替えに合わせて石積護岸を改修する箇所がありましたら、補修等の検討をしていただきますようお願いします。

22　県民の生命や財産を守る砂防事業等の推進について

【要望先：土木部】

浜田市は、海・山の豊かな自然環境に恵まれている反面、市域の大部分が山地であり、住家の多くが山際や谷あいの狭い平地に密集しているため、土砂災害危険箇所が多く点在しています。

住環境の安全と県民の生命、財産を守る砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進をお願いします。

(1) 外ノ浦谷川砂防事業【浜田】

早期の事業着手をお願いします。

(2) 黒川町の急傾斜地崩壊対策について【浜田】【新規】

早期の事業化をお願いします。

【継続事業分】

引き続き事業の促進をお願いします。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について【浜田】

①港町A地区　②高佐町A地区

(2) 砂防事業について【浜田・旭・三隅】

①潰谷川　②本郷川　③治和川　④西旗竿谷川　⑤仲屋川（柳C）⑥岡見団地A川

(3) 地すべり対策事業について【浜田・三隅・弥栄】

①高野地区地すべり対策事業

②浜田第四期地区地すべり対策事業

23　海岸保全事業の促進について

【要望先：土木部】

島根県におかれましては、継続的に海岸保全事業を実施していただいており感謝申し上げます。

【継続事業分】

引き続き事業の推進をお願いします。

三隅港海岸（湊浦地区）

24　学校ICT機器更新等に係る財政支援について

【要望先：教育庁】

※知事要望に同じ

令和5年6月27日
福祉環境委員会資料
健康福祉部保険年金課

令和5年度　浜田市国民健康保険料当初賦課の状況について

本年度の浜田市国民健康保険料について、下記のとおり賦課しましたので報告します。

1　納付義務者（世帯数）〔6月1日現在〕

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数	7,056世帯	6,840世帯	6,433世帯
前年度比		▲216世帯	▲407世帯
（参考）被保険者数	9,950人	9,458人	8,730人
前年度比		▲492人	▲728人

※被保険者数は、各年度5月末現在。

2　収納必要額

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算時 (ｱ)	805,050,000円	722,772,000円	645,332,000円
当初賦課時 (ｲ)	839,838,820円	768,254,465円	698,006,459円
差引額 (ｲ-ｱ)	34,788,820円	45,482,465円	52,674,459円

※収納必要額＝事業費納付金＋その他の費用－補助金等の収入

3　賦課必要額と当初賦課額の差について

区　分		賦課必要額 (A)	当初賦課額 (B)	差　額 (B-A)
	医療分	449,924,944円	429,321,100円	▲20,603,844円
	支援金分	209,030,531円	212,934,300円	3,903,769円
医療分＋支援金分		658,955,475円	642,255,400円	▲16,700,075円
介護分		59,675,699円	58,828,400円	▲847,299円
合　計		718,631,174円	701,083,800円	▲17,547,374円

※賦課必要額＝収納必要額÷予定収納率

※年度途中の加入・脱退や所得判明等があるため、賦課額は今後増減しますが、最終的に収納必要額を満たさなかった場合には、財政調整基金の取崩しにより対応します。

4　通知件数〔6月1日現在〕

区　分		件　数	割　合
普通徴収	口　座	4,749件	73.82%
	納付書	1,259件	19.57%
特別徴収	継　続	304件	4.73%
	新　規	121件	1.88%
合　計		6,433件	100.00%

（裏面につづく）

5　通知書発送日

令和5年6月12日(月)

※6月12日(月)から6月26日(月)まで、相談窓口を開設しました。

6　国民健康保険料収納率について

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度比
現年度	調定額	887,432,700円	870,749,400円	790,433,900円	-
	収入済額	863,741,389円	849,591,690円	777,147,373円	-
	還付未済額	126,400円	164,200円	2,510,534円	-
	収納率	97.32%	97.55%	98.00%	0.45pt
	不納欠損額	159,200円	207,700円	17,900円	-
滞納繰越	調定額	123,382,305円	116,989,775円	106,038,159円	-
	収入済額	24,617,035円	17,829,863円	18,105,118円	-
	還付未済額	0円	0円	0円	-
	収納率	19.95%	15.24%	17.07%	1.83pt
	不納欠損額	4,336,506円	13,656,663円	9,779,604円	-
合計	調定額	1,010,815,005円	987,739,175円	896,472,059円	-
	収入済額	888,358,424円	867,421,553円	795,252,491円	-
	還付未済額	126,400円	164,200円	2,510,534円	-
	収納率	87.87%	87.80%	88.43%	0.63pt
	不納欠損額	4,495,706円	13,864,363円	9,797,504円	-

令和５年６月27日
福祉環境委員会資料
市民生活部　税務課

令和５年度 個人市民税の当初賦課の状況について （税務課）

令和５年度の当初賦課調定額は、約22億2,300万円（前年度比98.86%）となりました。

１　個人市民税の当初賦課の状況

		令和５年度	令和４年度	増減（ R5 － R4 ）	前年度比
当初歳入予算額		2,249,520,000円	2,217,831,000円	31,689,000円	101.43%
当初賦課調定額		**2,223,701,600円**	2,249,342,700円	▲25,641,100円	98.86%
	給与特別徴収	1,844,053,100円	1,828,873,200円	15,179,900円	100.83%
	普通徴収	368,583,500円	408,713,800円	▲40,130,300円	90.18%
	年金特別徴収	11,065,000円	11,755,700円	▲690,700円	94.12%
納税義務者数		26,000人	26,193人	▲193人	99.26%
	給与特別徴収	18,001人	18,222人	▲221人	98.79%
	普通徴収	7,383人	7,337人	46人	100.63%
	年金特別徴収	616人	634人	▲18人	97.16%

※　普通徴収には、併徴（給与特別徴収と普通徴収の併用）を含みます。

２　当初賦課調定額の主な増減要因

	令和５年度	令和４年度	調定額への影響
給与所得の増加	給与所得・税率6% 582億7,072万円	給与所得・税率6% 580億2,205万円	(+)　約1,490万円
雑所得の減少 （公的年金・個人年金・暗号資産など）	雑所得・税率6% 82億769万円	雑所得・税率6% 84億8,169万円	(−)　約1,640万円
株式等（一般及び上場株式）に係る譲渡所得の減少	譲渡所得（株式）・税率3% 9,424万円	譲渡所得（株式）・税率3% 7億6,318万円	(−)　約2,000万円
寄附金税額控除の増加 （寄附金税額控除の約99%がふるさと寄附）	寄附金税額控除 5,982万円	寄附金税額控除 5,042万円	(−)　約940万円

【参考】浜田市民が申告した「ふるさと寄附（支払額）」の影響額について

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
寄附人数	756人	735人	1,045人	1,457人	1,828人
寄附金額	7,170万円	6,752万円	8,547万円	1億1,625万円	1億3,301万円
寄附金税額控除	2,772万円	2,848万円	3,689万円	5,042万円	5,982万円

※　上記の人数及び金額には、浜田市民が浜田市へ行った「ふるさと寄附」も含まれます。（内訳不明）

３　納税通知書発送日　　令和５年６月９日（金）

４　相談窓口開設日程・場所

期間	時間	場所
6月12日(月) ～ 6月26日(月)	午前9時 ～ 午後5時	本庁舎2階　税務課窓口

令和５年６月２７日
福祉環境委員会資料
市民生活部税務課

令和4年度 市税収納率について （税務課）

令和4年度市税[※1]の収納率が確定しましたので報告します。

現年度分の収納率は**99.62%**で前年度に比べて**0.05ポイントの増**、滞納繰越分は**21.47%**で前年度に比べて**26.99ポイントの減**、合計は**98.13%**で**0.36ポイントの増**でした。

令和4年度の収納率向上の主な取組は次のとおりです。

(1)夜間の電話催告・訪問臨戸	**(5)スマホ決済の導入**
(2)預貯金等の財産差押えの強化	**(6)捜索・公売の実施**
(3)口座振替の推進	**(7)徴収指導員（元国税徴収官）による指導**
(4)コンビニ納付の推進	**(8)島根県職員との相互併任制度による共同催告**

新たな滞納者をつくらない取組を重点とし、早期の電話催告や臨戸により早期納付を促すことに努めました。徹底した財産調査により差押えを強化し滞納に充当しました。滞納繰越分については即換価できない不動産や無体財産(出資金等)の差押え、交付要求中のものもあり滞納処分は執行しています。

令和2年度中に新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対して徴収猶予の特例を申請に基づき適用しました。猶予期間経過により納付があった結果、令和3年度滞納繰越分の収納率は大幅増となっています。

なお、生活困窮の滞納者などに対しては、平成29年度から滞納処分の執行停止[※2]の適用を継続的に実行しています。

〈市税収納率の推移（令和元年度～令和4年度）〉

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（前年度比）
現年度分	調定額	7,455,772千円	7,482,624千円	7,230,906千円	7,374,202千円
	収入済額	7,417,215千円	7,340,157千円	7,200,017千円	7,346,189千円
	収納率	99.48%	98.09%	99.57%	99.62%（0.05ポイント）
	不納欠損額	631千円	1,221千円	3,421千円	911千円
滞納繰越分	調定額	202,624千円	196,736千円	264,001千円	143,600千円
	収入済額	38,842千円	47,833千円	127,930千円	30,834千円
	収納率	19.10%	24.31%	48.46%	21.47%（▲26.99ポイント）
	不納欠損額	5,243千円	22,557千円	19,677千円	19,656千円
合計	調定額	7,658,400千円	7,679,360千円	7,494,907千円	7,517,802千円
	収入済額	7,456,057千円	7,387,990千円	7,327,947千円	7,377,023千円
	収納率	97.35%	96.20%	97.77%	98.13%（0.36ポイント）
	不納欠損額	5,874千円	23,778千円	23,098千円	20,568千円

※1 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税）
※2 地方税法第15条の7第4項に基づき3年間滞納処分を停止した上で、納付資力の改善が見られない場合不納欠損する制度。

令和５年６月27日
福祉環境委員会資料
上下水道部工務課

ポンプ設備の不具合に伴う配水系の変更について

上水道施設　黒川水源地に設置している取水ポンプ２台のうち１台に不具合が生じ、ポンプ設備の復旧までに相当の時間が必要な状況です。現在、配水自体に影響がある状況ではありませんが、危機管理の観点から、ポンプ設備が復旧するまでの間、運転中のポンプの負荷を軽減するために、次のとおり配水系を変更します。

１　配水系の変更の状況

（1）黒川水系の給水契約・配水量の約64％を美川水系に変更します。

	現　　状		変　更　後			
	黒川水系		黒川水系		美川水系	
	契約数	配水量（㎥／日）	契約数	配水量（㎥／日）	契約数	配水量（㎥／日）
全体	3,755	2,811	1,335	993.8	2,420	1,817.2
浜田地域	3,118	2,188.5	1,335	993.8	1,783	1,194.7
相生配水系	1,888	1,352.0	434	310.8	1,454	1,041.2
石央配水系	901	683.0	901	683.0	0	0
後野配水系	329	153.5	0	0	329	153.5
金城地域 今福配水系	637	622.5	0	0	637	622.5

（2）水系が変更となる町内（別紙赤塗り部分）

黒川町、高佐町の一部、相生町の一部、後野町の一部、佐野町、宇津井町、金城町今福、美又、久佐、下来原の一部

（3）美川水系竹迫配水池の状況

竹迫配水池は12,000㎥/日の能力を有しており、変更後の10,800㎥/日の配水は十分可能です。

２　経過

（1）ポンプ設備の状況

平成９年設置（２６年経過）

（2）これまでの経過

令和５年５月１日　不具合発生（水中ポンプのモーター不作動）
　　５月～　　故障ポンプの状況確認及び代替機の納期確認
　　水系変更によるリスクヘッジの検討

３　今後の予定

令和５年６月　　ポンプ更新工事入札予定(ポンプ納期７カ月)
　　６月末～　水系変更作業開始
　　７月末　　水系変更作業完了
令和６年２月　　ポンプ設備復旧予定
　　４月以降　水系を戻します。

４　変更作業に伴う影響

（1）黒川町、高佐町及び相生町の一部

・現在よりも水圧が上昇します。(水の出方が強くなります)
・水の流れる方向が変わるため、作業後に濁り水が出ることがあります。
・水圧の上昇により、給水装置の弱い部分から漏水する場合があります。

（2）後野町の一部、佐野町、宇津井町、金城町今福、美又、久佐、下来原の一部

・水圧変更はありません。
・水の流れる方向が変わるため、作業後に濁り水が出ることがあります。

（3）今回の変更作業に伴う給水装置の漏水について

・漏水状況の確認の上、修理が必要な場合は上下水道部が対応します。

５　対象地域への周知について

（1）回覧によるお知らせ

対象の全地域に対して水系変更作業のお知らせを、６月中旬以降に回覧します。

（2）チラシの配布

黒川町、高佐町及び相生町の一部では、変更作業をブロック単位で行うため、作業日程が決まった段階で対象家屋に案内チラシを配布します。

A3横　　ポンプ設備の不具合に伴う配水系の変更について　別紙

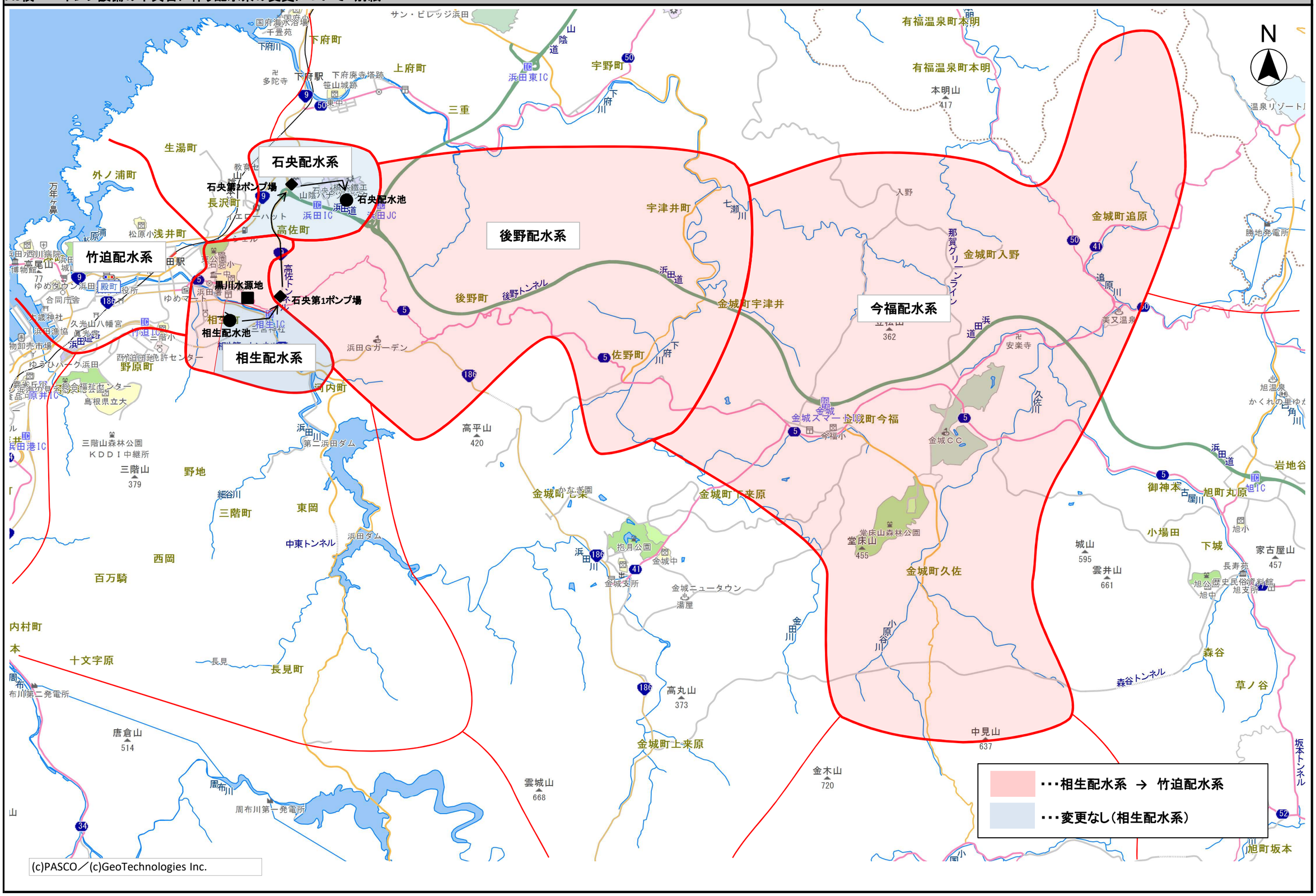

令和５年６月27日
福祉環境委員会資料
上下水道部下水道課

浜田処理区下水道整備事業について

１．浜田処理区（市街地）下水道整備事業の概算事業費について

この度、処理場基本設計が完了したことで、令和４年８月３日福祉環境委員会報告の概算事業費から、**約４億８千万円の増額** となる見込みですが、管路工事において国交付金が増額となり、市の実質負担額としては、**約９千万円の減額** となる見込みです。

２．概算事業費比較表

（税込み）（単位：百万円）

項　　目	令和４年度概算	令和５年度概算	差　　額
管渠整備費	**3,104**	**3,104**	**0**
工事費	2,720	2,720	0
測量試験費	242	242	0
調査・事務費	142	142	0
処理場建設費	**1,484**	**1,966**	**482**
工事費	1,118	1,599	481
測量試験費※	121	111	▲10
用地補償費	191	191	0
調査・事務費	54	65	11
合　　計	**4,588**	**5,070**	**482**

※測量試験費111百万円のうち、詳細設計業務66百万円を９月議会に補正予算上程予定。

３．増額の要因

項　　目	内　　容	増加額※
物価上昇	物価上昇及び機器費高騰による建設費の増加 物価上昇率は、国交省公表デフレータより12.1%を見込み、機器費高騰は、事業者見積より5.5%を見込む。	約358百万円
浸水対策	造成（盛土）工事　V＝7,610㎥　増加。 進入路工事　L＝58m　増加。 令和４年度概算事業費は、基本設計未了のため具体的な浸水対策費用を見込むことが困難であったが、基本設計が完了し、浸水深さに対する建物計画と合わせた浸水対策が定まったため、造成（盛土）工事等を追加した。	約124百万円
合　　計		約482百万円

※増加額には、週休２日工事の割増率を見込む。

４．事業費の財源内訳

（単位：百万円）

事　業　費	国交付金	起　債 (過疎・下水道)	一般財源	合　計
令和４年度概算事業費	1,803	2,688 (1,344・1,344)	97	4,588
令和５年度概算事業費	2,472	2,512 (1,256・1,256)	86	5,070
増　減　額	669	▲176 (▲88・▲88)	▲11	482

※令和４年度概算事業費の財源は中期財政計画に盛り込まれている。

財源内訳の増減理由

補助対象管路の増加	令和４年度概算事業費では、管路延長の 70%を補助対象と見込んでいたが、島根県との協議の結果、管路延長の 99%が補助対象となり、国交付金が増え、起債が減る調整を行った。

５．市の実質負担額

交付税算入率を考慮した市の実質負担額は、下記のとおりです。

（単位：百万円）

	令和４年度概算	令和５年度概算	増減額
実質負担額	1,241	1,154	▲87

※交付税算入率：過疎債 70%、下水道債 45%として算出。

６．今後の課題

(1) 効率的な整備への取組

管渠整備においては、公民連携手法（ＤＢ方式）を導入し効率的な整備への取組を行っています。また、処理場建設においても、民間事業者の優れた企画力・技術力を活用し、コスト縮減及び効率的な整備を進めます。

(2) 経営の効率化

令和４年 10 月に上下水道部の事務部門を統合し、令和５年 10 月からは上下水道料金の徴収一元化を予定しており、今後も更なる経営の効率化を目指します。

(3) 収入の確保

浜田処理区（市街地）整備にあたっては国交付金や有利な地方債を有効に活用します。さらに接続に対する支援策を検討し、早期の接続率向上を目指します。また、下水道事業全体について適正な料金水準を検討するとともに、接続率向上のための普及啓発を行います。

7．経営シミュレーションについて

令和４年８ 月３ 日福祉環境委員会へ報告した、「浜田処理区下水道整備事業の経営シミュレーションについて」を基に、再度シミュレーションを行いました。

(1) 前提条件

	令和４年度	令和５年度
整 備 期 間	令和元年度～令和９年度	同 左
推 計 期 間	令和元年度～令和 61 年度	同 左
接 続 率	供用開始後 10 年目 61.4%	同 左
総 事 業 費	4,587,729 千円	5,069,943 千円
経営の効率化	令和 10 年度から職員１名減とし推計を行いました。	
料 金 改 定	浜田公共下水道事業経営戦略で行った、料金改定シミュレーションを参考に、10%、20%、30%それぞれで推計を行いました。 なお、料金改定年度は令和 11 年度としています。	

(2) シミュレーション結果

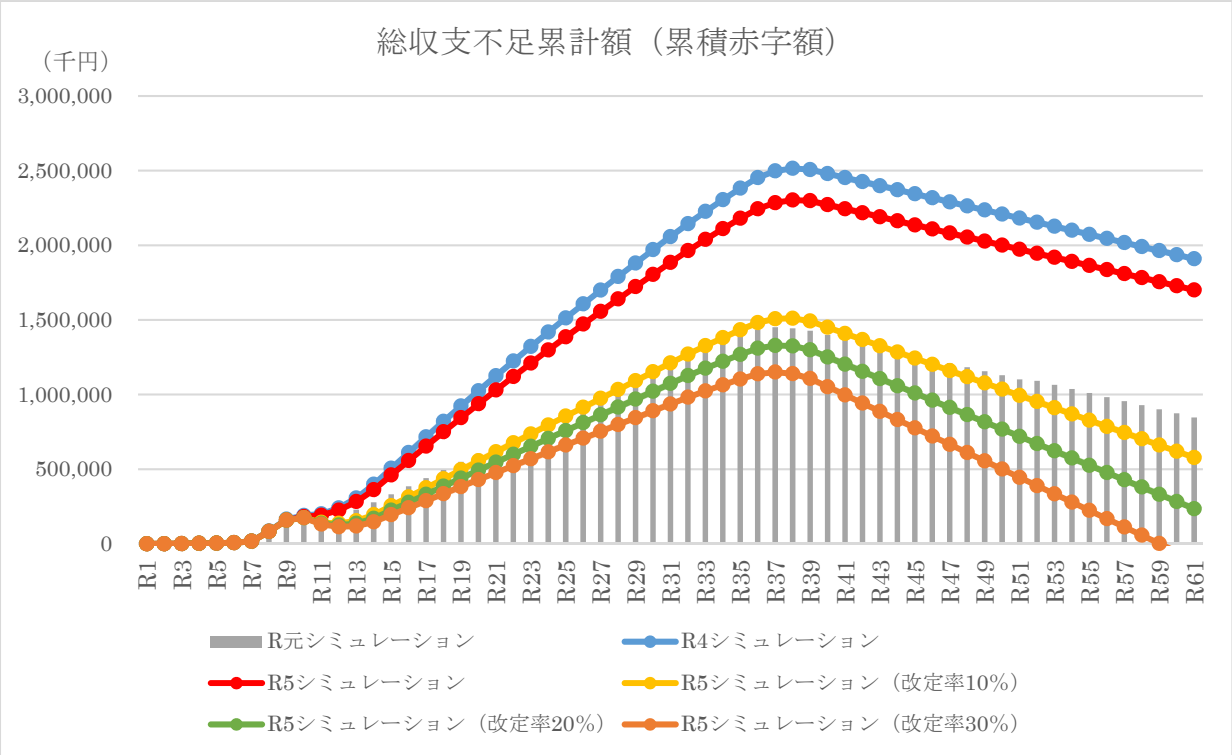

	総収支不足累計額 （令和元年度～令和 51 年度）
令和元年度シミュレーション	1,101,399 千円
令和４年度シミュレーション	2,181,241 千円
令和５年度シミュレーション	1,972,757 千円
令和５年度シミュレーション（改定率 10%）	993,806 千円
令和５年度シミュレーション（改定率 20%）	719,148 千円
令和５年度シミュレーション（改定率 30%）	444,502 千円

(3) モデルケースでの使用料の試算

ｱ) 4 人世帯（大人 2 人・子供 2 人、使用水量 20 ㎥／月）での試算は下表のとおりです。

	現　状	改定率 10%	改定率 20%	改定率 30%
1 請求分 （2 ヶ月に 1 回）	6,050 円	6,655 円 （605 円）	7,260 円 （1,210 円）	7,865 円 （1,815 円）
1 年間（6 請求分）	36,300 円	39,930 円 （3,630 円）	43,560 円 （7,260 円）	47,190 円 （10,890 円）

※改定後使用料＝現状×（1×改定率）とし試算しています。
※（ ）の金額は、現状に対する増加額。

ｲ) 使用料改定の対象地域

既に下水道等が整備されている地域（浜田（国府、美川）、金城（雲城）、旭、三隅、弥栄地域）約 5,000 件※に加え、今回整備する浜田処理区約 1,500 件※の合計約 6,500 件※（市内の約 2.5 割）を対象としています。

※件数：個人・事業所を含めた請求件数。

(4) 浜田処理区接続率の推計

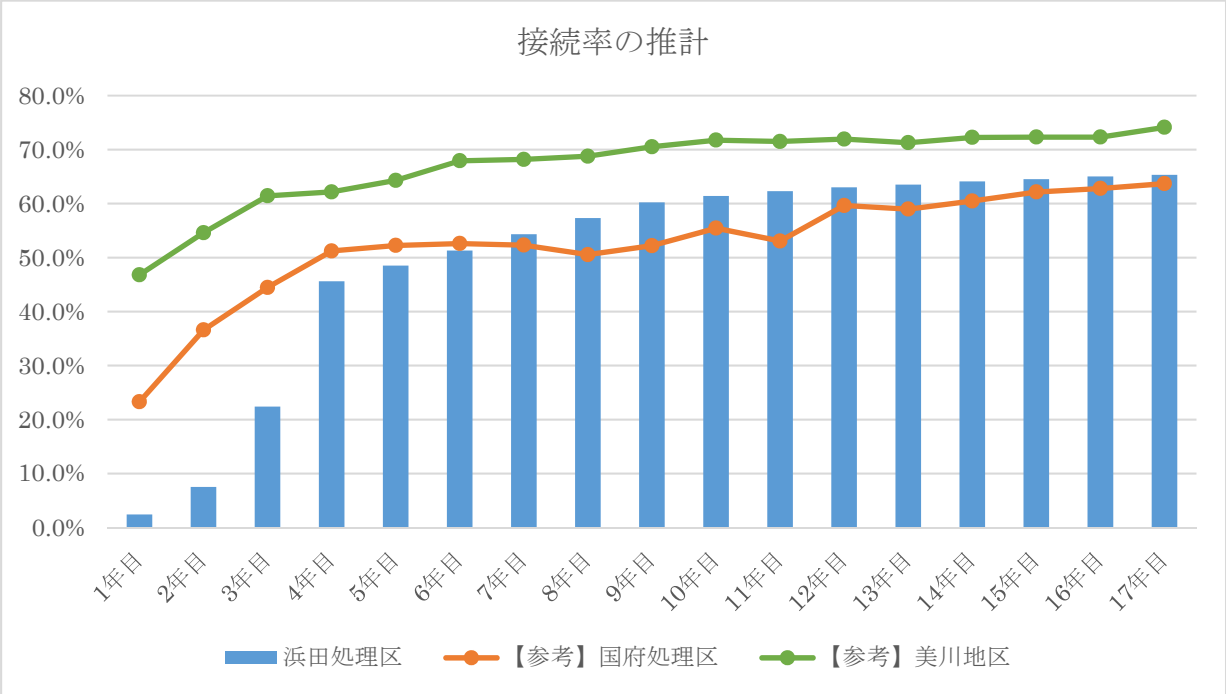

※参考として浜田地域の他地区の接続率を折れ線グラフで示しています。

【接続率】	1 年目	5 年目	10 年目	15 年目	17 年目
浜田処理区	2.4%	48.5%	61.4%	64.5%	65.3%
国府処理区	23.3%	52.2%	55.4%	62.1%	63.7%
美川地区	46.8%	64.3%	71.7%	72.3%	74.1%

令和５年６月27日
福祉環境委員会資料
上下水道部下水道課

浜田処理区下水道整備事業説明会の開催状況について

1. 説明会の開催状況

令和５年５月15日から令和５年５月26まで、整備区域内の６会場にて下記のとおり地元説明会を開催しました。

場　　所	日　　時		参加人数
浜田まちづくりセンター	令和５年５月15日（月）	10時～	17名
		19時～	３名
石見まちづくりセンター	令和５年５月17日（水）	10時～	18名
	令和５年５月18日（木）	19時～	４名
浜田市立中央図書館	令和５年５月19日（金）	10時～	９名
		19時～	２名
琵琶町集会所	令和５年５月23日（火）	10時～	５名
		19時～	５名
健康増進センターすまいる	令和５年５月25日（木）	10時～	11名
		19時～	３名
ラ・ペアーレ浜田	令和５年５月26日（金）	10時～	８名
		19時～	５名

なお、説明会の資料は、浜田市ホームページ、浜田まちづくりセンター及び石見まちづくりセンターでご覧いただけます。

また、浜田市ホームページでは、事業説明動画を配信しています。

2. 主な意見

・下水道整備をもっと早くから着手してほしかった。
・松原町はいつから使用できるのか。
・夜間工事の予定があるのか。
・塀や家屋のそばを掘る場合、建物に影響はないのか。
・公共マスの設置位置はいつ決めるのか。
・単独浄化槽、汲み取り槽からの転換は接続工事費が高額となり、下水道への接続が難しいのではないか。
・接続助成はないのか。
・受益者負担金の支払いは一度だけか。
・接続工事の見積はいつとればいいのか。
・周辺施設の排水によるハエ等の発生に困っている、接続促進をして解消してほしい。

浜田市人口状況(2月末現在)

令和5年6月27日
福祉環境委員会資料
市民生活部　総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合　　計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
2月末	24,067	25,777	49,844	201	405	606	24,268	26,182	50,450
1月末	24,124	25,835	49,959	205	409	614	24,329	26,244	50,573
増減	△ 57	△ 58	△ 115	△ 4	△ 4	△ 8	△ 61	△ 62	△ 123

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	2月末	1月末	増減
日本人	24,898	24,954	△ 56
複数国籍	126	126	0
外国人	417	425	△ 8
合計	25,441	25,505	△ 64

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人　口			世帯数		
	2月末	1月末	増減	2月末	1月末	増減
浜田	37,468	37,558	△ 90	18,971	19,016	△ 45
金城	3,924	3,920	4	1,847	1,847	0
旭	2,489	2,502	△ 13	1,271	1,277	△ 6
弥栄	1,129	1,130	△ 1	630	631	△ 1
三隅	5,440	5,463	△ 23	2,722	2,734	△ 12

4.異動事由別増減（2月1日～28日）

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	86			16	102

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	140	2		83	225

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2月まで累計	前年差	合計
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86		1,452	329	1,452
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142		1,415	93	1,415
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	0	37	236	37
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16		253	△ 31	253
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83		897	53	897
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	0	△ 644	△ 84	△ 644
	①＋②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	0	△ 607	152	△ 607
令和3年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	1,123	△ 201	1,505
	転出等	373	80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	1,322	92	1,963
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	△ 199	△ 293	△ 458
	出生	33	27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	284	10	302
	死亡	52	86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	844	89	932
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 560	△ 79	△ 630
	①＋②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 759	△ 372	△ 1,088
令和2年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	1,324		1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	1,230		1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	94		△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	274		296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	755		815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 481		△ 519
	①＋②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	△ 387		△ 689

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(3月末現在)

令和5年6月27日
福祉環境委員会資料
市民生活部　総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合　　計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
3月末	23,893	25,625	49,518	203	408	611	24,096	26,033	50,129
2月末	24,067	25,777	49,844	201	405	606	24,268	26,182	50,450
増減	△ 174	△ 152	△ 326	2	3	5	△ 172	△ 149	△ 321

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	3月末	2月末	増減
日本人	24,845	24,898	△ 53
複数国籍	126	126	0
外国人	427	417	10
合計	25,398	25,441	△ 43

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人　口			世帯数		
	3月末	2月末	増減	3月末	2月末	増減
浜田	37,218	37,468	△ 250	18,938	18,971	△ 33
金城	3,909	3,924	△ 15	1,848	1,847	1
旭	2,485	2,489	△ 4	1,273	1,271	2
弥栄	1,125	1,129	△ 4	631	630	1
三隅	5,392	5,440	△ 48	2,708	2,722	△ 14

4.異動事由別増減（3月1日～31日）

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	386	2	4	30	422

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	667	1		75	743

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	3月まで累計	前年差	合計
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	386	1,838	333	1,838
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	667	2,082	119	2,082
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 281	△ 244	214	△ 244
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	283	△ 19	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	972	40	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 689	△ 59	△ 689
	①＋②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 326	△ 933	155	△ 933
令和3年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	1,505	△ 270	1,505
	転出等	373	80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	1,963	18	1,963
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	△ 458	△ 288	△ 458
	出生	33	27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	302	6	302
	死亡	52	86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	932	117	932
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 630	△ 111	△ 630
	①＋②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 1,088	△ 399	△ 1,088
令和2年度	転入等	504	65	66	117	99	74	83	89	78	76	73	451	1,775		1,775
	転出等	317	76	108	84	90	104	84	78	81	93	115	715	1,945		1,945
	①社会増減	187	△ 11	△ 42	33	9	△ 30	△ 1	11	△ 3	△ 17	△ 42	△ 264	△ 170		△ 170
	出生	22	28	25	31	30	26	24	22	20	25	21	22	296		296
	死亡	77	65	47	61	70	84	64	73	69	85	60	60	815		815
	②自然増減	△ 55	△ 37	△ 22	△ 30	△ 40	△ 58	△ 40	△ 51	△ 49	△ 60	△ 39	△ 38	△ 519		△ 519
	①＋②	132	△ 48	△ 64	3	△ 31	△ 88	△ 41	△ 40	△ 52	△ 77	△ 81	△ 302	△ 689		△ 689

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

浜田市人口状況(4月末現在)

令和5年6月27日
福祉環境委員会資料
市民生活部　総合窓口課

1.人口の状況

	日本人			外国人			合　　計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
4月末	23,910	25,647	49,557	210	409	619	24,120	26,056	50,176
3月末	23,893	25,625	49,518	203	408	611	24,096	26,033	50,129
増減	17	22	39	7	1	8	24	23	47

※前月末の数値は遡及した届出等により既に報告した数値と一致しない場合があります

2.世帯数の状況

	4月末	3月末	増減
日本人	24,937	24,845	92
複数国籍	126	126	0
外国人	435	417	18
合計	25,498	25,388	110

3.地域別人口・世帯数（外国人を含む）

	人　口			世帯数		
	4月末	3月末	増減	4月末	3月末	増減
浜田	37,284	37,218	66	19,027	18,938	89
金城	3,917	3,909	8	1,855	1,848	7
旭	2,486	2,485	1	1,278	1,273	5
弥栄	1,117	1,125	△ 8	628	631	△ 3
三隅	5,372	5,392	△ 20	2,710	2,708	2

4.異動事由別増減（4月1日～30日）

増	転入	資格取得	転出取消等	出生	計
	462	0	7	23	492

減	転出	出国通知	職権消除等	死亡	計
	380	0	0	65	445

5.異動事由別月別件数

	異動事由	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月まで累計	前年差	合計
令和5年度	転入等	462												462	△ 4	462
	転出等	380												380	△ 13	380
	①社会増減	82	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82	9	82
	出生	23												23	4	23
	死亡	65												65	△ 31	65
	②自然増減	△ 42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 42	35	△ 42
	①＋②	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	44	40
令和4年度	転入等	466	109	97	100	114	86	106	84	96	108	86	386	466	80	1,838
	転出等	393	92	99	94	103	103	84	76	97	132	142	667	393	20	2,082
	①社会増減	73	17	△ 2	6	11	△ 17	22	8	△ 1	△ 24	△ 56	△ 281	73	60	△ 244
	出生	19	22	18	17	23	29	28	38	23	20	16	30	19	△ 14	283
	死亡	96	81	66	64	75	75	71	83	99	104	83	75	96	44	972
	②自然増減	△ 77	△ 59	△ 48	△ 47	△ 52	△ 46	△ 43	△ 45	△ 76	△ 84	△ 67	△ 45	△ 77	△ 58	△ 689
	①＋②	△ 4	△ 42	△ 50	△ 41	△ 41	△ 63	△ 21	△ 37	△ 77	△ 108	△ 123	△ 326	△ 4	2	△ 933
令和3年度	転入等	386	81	83	78	59	65	67	61	68	84	91	382	386		1,505
	転出等	373	80	83	96	108	106	82	85	104	83	122	641	373		1,963
	①社会増減	13	1	0	△ 18	△ 49	△ 41	△ 15	△ 24	△ 36	1	△ 31	△ 259	13		△ 458
	出生	33	27	25	31	32	22	28	23	15	29	19	18	33		302
	死亡	52	86	70	67	69	73	80	86	83	85	93	88	52		932
	②自然増減	△ 19	△ 59	△ 45	△ 36	△ 37	△ 51	△ 52	△ 63	△ 68	△ 56	△ 74	△ 70	△ 19		△ 630
	①＋②	△ 6	△ 58	△ 45	△ 54	△ 86	△ 92	△ 67	△ 87	△ 104	△ 55	△ 105	△ 329	△ 6		△ 1,088

※平成24年7月9日以降は、外国人の届出を含み、転入等に資格取得・転出取消等、転出等に出国通知・職権消除等を合算

令和5年6月27日
福祉環境委員会資料
健康福祉部地域福祉課

障がい者の就労状況について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、障害者雇用率制度を設け、事業主等に一定数以上の対象障がい者を雇用することを義務付けており、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の適切な運用を図るため、障がい者の雇用状況を把握する必要があります。

このため、一定規模以上の事業主等は、毎年6月1日現在における障がい者の雇用状況を公共職業安定所長（ハローワーク所長）に報告することとされています。

1　法定雇用率

一般の民間企業･･･2.3%（常用雇用労働者数43.5人以上規模の企業）

※法定雇用率については、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げられる

※法定雇用率が2.3%であるため、障がい者を1人雇用しなければならない企業の最低の常用雇用労働者数は43.5人（1人÷0.023＝43.478人）

※常用雇用労働者とは、雇用契約の形式如何を問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、1年を超えて雇用される者

2　浜田公共職業安定所管内の状況

（単位：社、人、%）

	企業数	算定の基礎となる労働者数	障がい者数	実雇用率
R3.6.1時点	59	5,914.5	231.5	3.91
R4.6.1時点	61	5,838.5	234.0	4.01

※常用雇用労働者のうち、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者）は、1人を0.5人に相当するものとしてカウント

※障がい者の雇用状況の把握を目的として行われる調査につきましては、常用雇用労働者数43.5人以上の企業が対象

※常用雇用労働者のうち、重度身体障がい者及び重度知的障がい者は1人を2人に相当するものとしてカウント

※短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の常用雇用労働者）である重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者は、1人を0.5人に相当するものとしてカウント

令和５年６月27日
福祉環境委員会資料
市民生活部　税務課

地方税統一QRコード導入見送りの経緯等について

１　制度の概要

・地方税共同機構が管理・運営する地方税共通納税システム（すべての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組み）は、令和元年10月から運用開始され、全国の自治体で対応している。

・令和５年４月からは地方税統一QRコード（eL-QR　エルキューアール))を活用した地方税の納付が開始されたが、これは、自治体が作成する納付書に付されたeL-QRを読み取ることで、地方税共同機構が管理・運営するeLTAX内の特設サイト（「地方税お支払いサイト」）やスマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付、eL-QR対応金融機関であれば全国どこの窓口でも地方税の納付が可能となる。

※国が示した対象税目：固定資産税、軽自動車税（種別割）等

２　導入を見送った経緯等

(1) 既にバーコード決済によるキャッシュレス決済を導入済で納税者への影響は少ないこと

・現在、市税等の納付方法は、「窓口納付書払（コンビニ、金融機関等)」、「口座振替」、「キャッシュレス決済」で、キャッシュレス決済は5%未満にとどまっている。

(2) 現在の税務システムを改修する必要があること

・このQRコード（eL-QR)付き納付書に対応するためには、現在の税務システムの改修が不可欠で多額の費用を要する。

・仮に、多額の費用をかけて改修したとしても税務システムは令和７年度中には使用できなくなる。

(3) 標準システム（令和７年度中基幹系システム更新予定）導入予定であること

・国は、令和７年度までに「税を含む自治体20業務のシステム標準化」をすることとしており、浜田市も新しい基幹系システム（標準システム）を導入予定である。

・標準システムの導入後は、QRコード付き納付書に対応可能となる。

(4) 税外も含め共通の納付書を使っており、他業務にも影響が出ること

３　今後の予定

・令和７年度中導入の「標準システム」で対応できるよう準備を進める。

以上

令和５年６月27日
福祉環境委員会資料
上下水道部水道管理課

水道の休止件数について

（単位：件）

地域名		浜田地域	金城地域	旭地域	弥栄地域	三隅地域	合計
使用中		20,636	1,711	1,162	533	2,722	26,764
休止中		4,809	384	440	156	829	6,618
	1年未満	833	66	61	20	207	1,187
	1年以上 3年未満	706	92	55	14	98	965
	3年以上 5年未満	432	32	48	24	70	606
	5年以上 10年未満	994	72	101	48	122	1,337
	10年以上 20年未満	891	98	89	39	148	1,265
	20年以上	953	24	86	11	184	1,258
合　計		25,445	2,095	1,602	689	3,551	33,382
廃　止 ※システム登録分		1,911	42	74	81	311	2,419

令和５年５月31日時点で作成

令和５年６月９日

総務文教委員長　永　見　利　久　　様
福祉環境委員長　小　川　稔　宏　　様

議会広報広聴委員会
委員長　三　浦　大　紀

ぎかいポストに寄せられた意見等への対応協議について

ぎかいポストに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和５年６月29日（木）正午までにご報告くださいますようよろしくお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.70（令和５年９月１日発行予定）に掲載予定です。

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

福祉環境委員会

意見	対応経過及び結果
地域の買い物困難者対策として提案 ・東北の事例（宮城県栗原市） 障がい者自立支援センターの就労支援として買い物困難地域に県、市、支援センター（浜田では石見福祉会）そして地場スーパーマーケットが協働で買物困難地域の支援をする。 障がいのある方々の働く場の提供。 「移動式スーパー」俗に言う移動販売。7 月から週 2 回稼働で進めているらしいです。 特にこの地域にも独居老人や免許返納された方々でルートをつくりそんな計画ができないかと思っています。 地域コミュニティの復活　やさしい地域 そんな事実現できれば提案いたします。	

令和５年度　地域井戸端会　福祉環境委員会関係の意見

○テーマ（健康について）に対する意見

【浜田まちづくりセンター（5/17)】村木
・コロナワクチンの問題
・ワクチンを打って被害(副反応)が出て 40 日間入院した。ワクチンを打って生活が変わった。
・ワクチンを打って亡くなった人がたくさんいる。
・ワクチンを打って流産が増えている。
・ワクチンを打って精子が少なくなったりで少子化につながっている。このことは大変なことである。取り上げてもらいたい。
・泉大津市の市長のように浜田市においてもワクチンに反対してほしい。
・皆さんでこの DVD を見てほしい。

【国府まちづくりセンター（5/17)】川神
・健康に関するまちづくりセンター事業への補助が必要。
・サロン活動を実践する場所を提供してほしい。
・百歳体操を普及して健康づくりを推進してほしい。

【美川まちづくりセンター（5/19)】小川
・グラウンドゴルフ等、高齢者スポーツは他地域ではされているのか。
・総合福祉センターのコーヒー店が閉店していて残念だ。寛げる場がなくなってしまった。

【周布まちづくりセンター（5/19)】岡本
○地域サロン活動について
・センターの無い町内でも独自に地域サロン開催。
・センターでは毎月曜日にラジオ体操開催。(10 人程度)
○孤独死について
・地域の問題として捉える必要性がある。
・独居について若者と考える機会を持つ必要がある。
○健康寿命について
・県下８市及び他市との比較を広報でされたい。

【石見まちづくりセンター（5/20)】小川
・コロナ５類移行後のマスク着用の必要性について。
・浜田圏域の医師の充足率を高める努力をしてもらいたい。

【大麻まちづくりセンター（5/22)】村武
・地域の認知症の方の見守りをしている（チーム SOS)。地域の関係性を持続していくことが大切である。

・サロン活動も頑張っている。交通手段が課題である。
・放課後等デイサービスとはどのような事業なのか。どんどん増えている気がする。
・保育園の ICT 化についてもっとわかりやすく説明してほしい。

【子育て世代包括支援センターすくすく（5/25)】岡本
・美又温泉の落語活動は評価している。

【小国まちづくりセンター（5/19)】村木
・田んぼやるために健康管理が大切であり意識している。
・波佐の診療所にたいへんお世話になっている。可能であるならば、前のように当地にも診療所がほしい。
・介護タクシーや路線バスの運行において、ニーズに合った内容(特に時間)にしてほしい。
〇回答が必要
・スポーツも健康の項目である。今の課題は、世話をする人がいない。謝金を出したくても補助金が少ない。100 歳体操や 3B 体操は福祉であったりスポーツであったり介護予防であったりコミュニテイーでもあるここを大切にすべきではないか。
・介護保険の保険料において、4 階層と 5 階層で住民税の差なり反映されるので制度の見直しを要望したい。

【美又まちづくりセンター（5/22)】岡本
〇食事について
・塩分の取りすぎに気を付けている。
〇憩いの場・外出について
・相乗りタクシー活用で家から出て他者との関わり増。
・シルバーカーの補助があれば活用して外出が可能。
〇健康づくりについて
・浜田弁でするラジオ体操で笑いと健康づくり。
・無線放送で毎日ラジオ体操を流してはどうか。
・多くの高齢者が参加できる運動を考案しては。
・美又温泉を活用して『湯道』による健康づくり。

【波佐まちづくりセンター（5/24)】村武
・高齢者の方が元気。
・サロンに社協からのコーディネーターが来てくれた時は、サロンに参加者が多かった。
・診療所は絶対なくさないでほしい。買い物は他の人に頼めるが、病院は頼めな

い。
・中学生の通学について、行きは路線バスだが、帰りはスクールバス。定期券がもったいない。
・医師確保の予算をもっと増やしてほしい。

【久佐まちづくりセンター（5/26)】村木
・健康づくりとは「運動」すること「食べること」そして「話すこと」である。
〇回答が必要
・社協のコーディネーターがおられなくなって活動が停滞している。なぜ、このようなことになったのか。さっきも言ったように「健康づくりとは・・・」ここをコーディネーターさんはちゃんと考えていた。
・特に中山間地にはコーディネーターが必要であり、サロンは、入口である。福祉・介護予防・医療費削減・コミュニケーション(社会参加)等少ない費用で大きな効果が得られる。お金がないからやめますではない。

【今福まちづくりセンター（5/31)】柳楽
・交通弱者も増えバス停までもいけない人が増えている。あいのりタクシーやまちづくり（おてまえさん）で対応している。
・活動するほど金が要る。総合交付金の人口、面積配分を考え直してほしい。

【雲城まちづくりセンター（6/3)】小川
・子どもが地域から減ることで、身体も心も元気でなくなる。
・通院する移動手段(公共交通・乗合タクシー等)についても考えていかないといけない。

【和田まちづくりセンター（5/17)】村武
・まちづくり委員会でRMOを実施している。農福連携を進めていきたい。まちづくりセンターも関わっている。社会教育の視点も入れていきたい。
・サロン等に行く交通手段がない。
・以前は電動車に乗っている高齢者をよく見かけていたが、最近あまり見なくなった。施設の入居者が増えたのかもしれない。
　→使っていない電動車の使い道があるかも。
・コロナがあり、高齢者には影響があったのではないか。

【今市まちづくりセンター（5/23)】柳楽
〇サロンについて
・高齢者が高齢者を世話する状況なので、サポーターが必要。また、サロンのメニューにも苦労をされていて、外部講師を呼ぶための申請手続き等も大変。
・5年後、10年後のサロン活動がどうなるか心配。

令和５年度　地域井戸端会　福祉環境委員会関係の意見

・サロン参加者が少なくなっている。参加者を増やすにはどうしたらいいか。
・サロン会場に行くための移動手段がない。（免許返納等で）
・地域のサロン活動の予算。
〇良い取組として
・サロン地区内３か所のお世話している方たちの「お世話さん会議」をしたり、あいのりタクシーを活用して、参加者交流会を行った。
・今後、若い世代との交流も含め、食や暮らし・文化の伝達もおこなってみたい。
〇運動について
・コロナで様々な制約もあり、運動不足になっている。
・運動を促すための適度なおせっかいも大事では。
〇良い取組として
・毎週１回、百歳体操を行っているサロンでは、月１回、食事も一緒にされている。
・浜田弁の百歳体操はとても良い。
〇社会参加について
・コロナによって交流活動もできなくなり、高齢者たちと子どもたちの接点があったが、一度しなくなってしまうと再開が難しくなった。（止めるのは簡単だが、再開は大変）
・集うことが健康づくりになるので、社会参加のできる場づくりが必要。住民や行政がその場づくりを意図的に仕掛けることが大事だと思う。
〇食について
・塩分の摂りすぎ。
・若者の食生活に対する意識付けが必要。食改さんとの接点も若い人は少ない。
・計算された食事を体験することもいいのでは。（給食の試食など）
〇その他
・健康な内はその価値に気付かない。
・体の健康だけでなく、心の健康も心配。

【木田まちづくりセンター（5/27）】小川
・心の健康が心配。元気になれる要素がない。サロン等に来られない人の移動手段確保も特区を含め検討してほしい。
・高齢者の自宅周辺の市道法面の草刈りをボランティアは心苦しいからと自費で業者に頼んでいるが負担が大きく心を病む状況がある。
・医療センターの放射線治療機器が壊れ、当分使えない状態。出雲や県外に通わなければならず困っている。高額な修理費がかかるため直る見込みもないと聞くが、なんとかならないものか。

【都川まちづくりセンター（5/28）】村木
・コロナワクチンの集団接種が可能となった地区まちづくり委員会の取組をお聞き

しました。

〇回答を要する

・近くの病院(医院)において、十分な駐車場を確保してほしい。(市外含む)

・インフラの整備が進み、しまね医療情報ネットワーク（愛称：まめネット）が活用できる環境を望む。

【市木まちづくりセンター（5/30)】岡本

・健康診断の場所が地域で行われない。(都川と今市)

・人口減少が一因であるが、送り迎えを必要とする高齢者が増え、搬送方法又は地域で実施を検討している。

・地域の活動で百歳体操、ゲートボールを２か所でやっている。最近はウォーキングを行う人が増えている。

・旧旭町時代には健康づくりの先進地で、健康づくりが旭町全体へ広まった。(婦人会、食改の働きかけが大きい)

・過去のこともあり個人の健康に対する意志が高い。

【安城まちづくりセンター（5/25)】柳楽

・これまでの生活支援コーディネーターが来られなくなって不安。

・若い人との考え方のギャップがあって、戸惑うこともある。

・若い人は、休日は自分の時間も持ちたいので、地域行事に出にくい。

・世代間をつなぐ役割の人がいるといい。

・サロン活動も人数が少なくなって、今後どうなるか心配。

・サロンに参加しない人への支援が必要。

・高齢者夫婦世帯のどちらかが無くなった後の、残された家族への支援も必要。

・小さなサロンを大事にすれば、見守りにもなると思う（相互の見守り）

〇良い取組

・防災行政無線を活用して、午後３時にラジオ体操を流している。コロナ禍になってから、小学生の「自分たちもコロナに負けないで頑張っているので、皆さんも健康に気をつけて頑張りましょう」というアナウンスも流している。

【黒沢まちづくりセンター（5/19)】村武

・上水道の水温が高く食中毒等が心配。早急に原因を究明し不安の解消に取り組んでもらいたい。

・敬老乗車券について：黒沢地区は三隅や浜田市の中心地に出るのに大変距離がある。15 冊では到底足りない。

・様々な制度が本庁に集中。申請や問合せが支所で短時間に完結しないことが多い。本庁に行くことは交通費もかかり大変。

・黒沢地区では独居高齢家庭向けに見守りも兼ねた弁当配達をしている。もっと広めたい。

・認知予防対策が進んでいないと感じる。もっと地域に丁寧な支援活動をしてほしい。保健師などにももっと地域を理解してほしい。こまめに実情を見てほしい。

【三隅まちづくりセンター（5/23)】川神
・医師確保対策のための予算が約150万円とはあまりにも低予算では。もっと大胆な医師確保対策費を組むべき。
・放課後デイサービスとは何なのか。障がい者雇用につながっているのか。施策が一本になっていないのでは。
・地域担当保健師確保。
・住民の健康診断のあり方を考えてほしい。なぜ検診が必要かしっかりその意義を伝えてほしい。
・人間ドック希望者が支所窓口で受け付けできるようにしてほしい。葉書で申し込む場合、個人情報の上にはマスクシールをすべき。
・コロナ以降老人保健施設の従業員が減少してサービスが低下しているのでは。

【三保まちづくりセンター（5/24)】川神
・高齢者の引きこもり対策を検討してほしい。
・地域サロン活動を後押ししてほしい（補助金等)。
・障がい者の方のスキルアップを応援してほしい（以前NHKドキュメントで障がい者をバックアップしている企業が紹介されていた。浜田市、もしくは石見地区にそのような企業やNPO団体はないのか)。
・健康寿命を延伸する取組をしっかり検討してほしい。
・「はまチャレ」の参加人数は。（すでに回答済）

【白砂まちづくりセンター（5/26）】岡本
〇サロン活動
・センターを中心として歯の健康作り。
〇独居者の健康
・常会を活用して安否確認。
・小組（隣近所）付き合いがまだ生きている。
〇ふれあい交流会の開催
・非日常（変化のある）で一日を過ごす。

【岡見まちづくりセンター（5/29）】柳楽
（健康寿命が県内でも低いことが問題という現状から）
・3B体操やっている。みんなが顔を合わせることが健康の秘訣では。笑いながら話しながら。近所の方々はアクアみすみに通っている。積極的に利用されたらどうか。
・JAのところでは、皆さんが出てくる時に血圧を測ったりしている。そういう時に

ミニ講座などを入れてくれると考える機会になるのでは。
・社会協議会の生活支援コーディネーターがいなくなったことが不安。自己管理の問題ではあるが。見守り：自分の健康のために行っている。そうでないと毎日歩けない。１日１万歩。
・はまチャレも健康寿命を伸ばすための取り組みでは。友人も取り組んでいるというのを聞く。
→運動・食事・集うというのがテーマ。
・漁師町は塩分が高めと言われる。味見もせずに醤油をかけてしまうようなことはだめ。気にしすぎるとご飯が美味しくなくなる。
・食改さんが塩分測定器を持って職場訪問している。測定器を全家庭に配ってはどうか。気づきの提供が重要。
・コミュニティナースの取組が三隅町内で広がっている。ちょっとした悩みを相談できるような活動が広がるといいと思う。未病。
・議会だよりにチェックシートなど啓発用のメッセージ等を載せてはどうか。
・民生委員などが役割を担ってはどうか。
・子どもに対しては世話しなければいけないが、健康が必ずしも幸せか。自分で決めるべきでは。幸せ度が高ければ良いのでは。

○自由意見
・非課税世帯の特別給付金支給の件（国府）
現時点で何かの手違いで非課税世帯が課税世帯として登録され、結果特別給付金の案内が届かず本人は憤りを感じて市長直行便や直接来庁され訴えている。数度となく担当課にヒアリングをしたが結果は変わらない状況。
・健康寿命の対比資料を広報へ記載。（周布）
・バスの便が悪い。デマンド交通など高齢者の足の確保を。敬老タクシー券の増額を要望したい。（石見）
・幸福度向上が住みたい街の目標であるべき。総合振興計画の目標値を見直しが必要では。（石見）
・確定申告窓口が大麻支所であったが、今はなくどうなったのか。（大麻）
・なぜ社協が生活支援事業（コーディネーター）を受けなかったのか？地域には必要である。（大麻）
・放課後等デイサービスで、不登校児の受け入れをしているが、どういう仕組みになっているのか。（二反田）

・シルバーカー補助の充実。（美又）
・バスの便が悪い。デマンド交通など高齢者の足の確保を。（今福）
・敬老タクシー券の増額を要望したい。（今福）
・福祉を軽視しているように思えるのだが。地域コーディネーターの削減などでサロン運営が継続できなくなったなどの問題。（雲城）

令和５年度　地域井戸端会　福祉環境委員会関係の意見

・資産管理ができない。山、空き家、土地などを国に返したい。（今市）
・高齢者の２人暮らしで先が不安。緊急事態が起きたときに頼ることができるように、普段からの人間関係を作ることも大事。（見守りなど）（今市）
・不登校児童・生徒や障害のある子ども達に対して放課後デイサービス事業に３億円の予算がついているが、市街地ばかりで中山間地にないのは公平でないのではないか。（木田）
・地域の閉鎖的発言や行動が地域になじめない原因ではないかとの発言があり、地域の方々と共に気づきを得た。（市木）

・福祉計画の策定委員会の委員になっていて、内容について意見を言ったが回答内容に納得できない。（安城）
・福祉が重要。弥栄に入っていた生活支援コーディネーターは地域にしっかり入り込んで、意見や要望を聞いていただいていたが、辞められて残念。（安城）
・杵束にできた公園は、この公園に行けば友達がいるという良い効果で、人が集まっている。（安城）
・島根県東部と西部の福祉に対する温度差が全く違う。（安城）
・緩やかな見守りは住民同士で、積極的な見守りは民生委員や社協や行政だと思う。（安城）
・肥料をプラスチックでコーティングしたものが使用されているので、それが川から海に流れて汚染している。家庭からのマイクロプラスチックも環境汚染につながっている。（安城）

・まちづくり地域計画書の作成を求められるが、その計画書を作成することもできない位の少ない地域もある。計画書作成が目的ではなく、地域まちづくりが進むことが大切なのではないか。（黒沢）
・民生委員・児童委員の担い手がいない。一人の方に任せるのではなく、組織として受けるようにしてもらえると複数人で地域の高齢者や子供を見守ることができる。（黒沢）
・放課後デイサービス、青サポ、やまびこ学級の役割と連携について。（三隅）
・子どもとの交流や地域間交流へ活用できる移動車両確保。（白砂）
・ヤングケアラーの実態が正確に把握できていないと聞いた＠魅力化コンソーシアム。（岡見）
・親御さんの支援が必要。子ども以上に親が悩んでいるのでは。窓口作るだけではだめ。悩みがあったときに助けを求められる何か家庭支援ができないのか。場所があることが地域の力ではないのか。（岡見）
・ご飯を食べられない家族もある。実態は厳しい。（岡見）
・豊か・貧しさの感じ方は様々。（岡見）

常任委員会が所管する事項の見直しについて

〔各会派の意見〕

会派	意見
山水海	・名称を「総務委員会」、「福祉委員会」、「産業委員会」に変更 ・教育委員会を総務委員会から福祉委員会へ ・上下水道部を福祉委員会から産業委員会へ
超党みらい	変更なし 市長提出議案等付託件数、執行部報告事項・所管事務調査事項等、委員会ごとのアンバランスは情勢や動向により変化するが、許容範囲を越えるほどの不都合は生じていないため。 常任委員会が所管する所掌事務の現行の振り分けは概ね妥当であり、委員会への執行部出席人数等も極端な差がないため。
創風会	変更なし 現状で不都合はないため。
公明クラブ	・教育委員会を総務文教委員会から福祉環境委員会へ ・上下水道部を福祉環境委員会から産業建設委員会へ

〔参考：現行〕平成 21 年 11 月 4 日～

常任委員会名	所管する事項
総務文教委員会	市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
福祉環境委員会	健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項
産業建設委員会	産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項